

令和2年 第2回

播磨高原広域事務組合 教育委員会 定例会 会議録

| | | | |
|--------------------|---|-----------------|--|
| 招 集 年 月 日 | 令和2年3月17日 | | |
| 招 集 場 所 | 播磨高原広域事務組合 2階会議室 | | |
| 開 会 | 令和2年3月24日（火）16時30分 | | |
| 出 席 委 員 | 教育長 | 横山一郎 | |
| | 教育委員 | 菅野夏子、竹内久美子、七條祐正 | |
| 欠 席 委 員 | 河野委員 | | |
| 会議録署名委員 | ●●委員、●●委員 | | |
| 会議事件説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 事務局長 | 西谷一徳 | |
| | 課長補佐 | 郡山雄次郎 | |
| | 主査 | 壽賀弥生 | |
| 議 事 日 程 | <p>1. 開会宣言</p> <p>2. 前回会議録の承認</p> <p>3. 会議録署名 委員の指名</p> <p>4. 教育長報告</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 播磨高原東小学校の状況について 資料1</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 播磨高原東中学校の状況について 資料2</p> <p>5. 議事</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第1号 新型コロナウイルス感染症対策のための播磨高原広域事務組合立小中学校における臨時休業について 資料3</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第2号 令和元年度末播磨高原広域事務組合立小中学校教職員人事について 様式4</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第3号 播磨高原広域事務組合立学校の区域外就学に関する取扱要綱制定について 資料5</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第4号 播磨高原広域事務組合特別支援教育就学奨励費支給要綱制定について 資料6</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第5号 播磨高原広域事務組合立学校財務事務取扱要綱制定について 資料7</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第6号 播磨高原広域事務組合教育補助員配置要綱制定について 資料8</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第7号 播磨高原広域事務組合通級実施要綱の一部を改正する要綱制定について 資料9</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第8号 播磨高原広域事務組合立学校への区域外就学の承認について 資料10</p> | | |

議
事
日
程

- 議案第2号 令和元年度播磨高原広域事務組合一般会計補正予算の見積り
について 資料1 1
- 議案第3号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に
関する規則制定について 資料1 2
- 議案第4号 播磨高原広域事務組合立小学校及び中学校教職員の服務に
関する規則の一部を改正する規則制定について 資料1 3
- 議案第5号 播磨高原広域事務組合立小学校及び中学校の管理運営に関
する規則の一部を改正する規則制定について 資料1 4
- 議案第6号 播磨高原広域事務組合心身障害児就学指導委員会規則の一
部を改正する規則制定について 資料1 5
- 議案第7号 教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を決める
規則制定について 資料1 6
6. 自由討議
7. その他
8. 閉会宣言

(16時30分開会)

教育長 　ただ今から、令和2年第2回播磨高原広域事務組合教育委員会定例会を開会します。

事務局 　日程2の前回会議録の承認について、前回令和2年1月20日に開会しました教育委員会会議録については、●●委員と●●委員に署名をいただき、承認いただきましたので報告いたします。

事務局 　日程3の会議録署名委員の指名について、教育長からお願いします。

教育長 　それでは会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員については●●委員と●●委員を指名します。よろしく願いいたします。

次に、会議日程の調整を行います。本日の議題の公開、非公開について、皆様にお諮りします。日程4の教育長報告について(1)播磨高原東小学校の状況について(2)播磨高原東中学校の状況について、また、議事のうち報告第2号令和元年度末播磨高原広域事務組合立小中学校教職員人事について、報告第8号播磨高原広域事務組合立学校への区域外就学の承認については、個人情報に関する内容が含まれております。また、議案第2号令和元年度播磨高原広域事務組合一般会計補正予算の見積りについては、議会上程前の内容でありますので、播磨高原広域事務組合教育委員会会議規則第16条第1項第7号の規定により非公開とすることが適切と思われます。賛成の方は挙手をお願いします。

< 挙手多数 >

教育長 　それでは、先に公開案件を審議したのちに、非公開案件の審議をお願いします。まずは、報告第1号新型コロナウイルス感染症対策のための播磨高原広域事務組合立小中学校における臨時休業について、報告願います。

< 事務局説明 >

教育長 　来年度についても提案し、承認をいただきたいと思います。国の方針としては臨時休業の延期を求めないとのことですので、来年度4月6日が始業日、4月7日を入学式としたいと思ひます。学校の対応については、文科省の指針に基づき行いたいと思ひます。

教育長 　報告内容について、何かご意見はございませんか。それでは、続いて報告第3号播磨高原広域事務組合立学校の区域外就学に関する取扱要綱制定について、報告をお願いします。

< 事務局説明 >

教育長 質問等ございますでしょうか。

委員 県外からの区域外でも良いのでしょうか。

教育長 通学の問題で、保護者の同意が得られればよいと思います。都合で住所を移すことが出来ない場合もあります。

委員 通学中の事故はいかがでしょうか。

教育長 委員会の許可を得て、学校へ通学しておりますので、スポーツ振興センターの保険の対象にはなりません。

教育長 続きまして、報告第4号播磨高原広域事務組合特別支援教育就学奨励費支給要綱制定について報告願います。

< 事務局説明 >

教育長 本件については国庫補助事業であり、支給の基準は国が定めるものでありますが、支給に際してはこの要綱に基づき該当者に支給するものであります。

委員 生活保護世帯に支給するものとは違うのですか。

教育長 こちらは特別支援教育に係る補助となっております。

教育長 次に、報告第5号播磨高原広域事務組合立学校財務事務取扱要綱制定について報告をお願いします。

< 事務局説明 >

委員 事務職員の責任が重くなると思うのですが、採用はどこでされているのでしょうか。

教育長 県の採用です。採用試験を受けて採用されており、教員と同じように揖龍であったり上郡であったりへ配属されます。
他に、ご意見・ご異議ございませんか。

教育長 それでは次に、報告第6号播磨高原広域事務組合教育補助員配置要綱制定について報告をお願いします。

< 事務局説明 >

教育長 休暇等はどうなっておりますでしょうか。

事務局 会計年度任用職員に関する規定に定めており、10日となっております。
今年度要綱を定めた中で、このような職員を雇用したいという要望のもと、会計年度任用職員として採用します。その給与体系で月給を日割り計算して支給することになりますし、身分保障もしっかりしております。

委員 残業は出来るのですか。

事務局 可能ではありますが、臨時職員ですのでよほどのことがなければ、時間外勤務はないと思います。

教育長 今は小学校からの要望で配置されておりますが、中学校から要望があれば可能となっております。

教育長 続いて、報告第7号播磨高原広域事務組合通級実施要綱の一部を改正する要綱制定についてですが、改正内容が議案第6号播磨高原広域事務組合心身障害児就学指導委員会の規則改正をご承認いただいた後の内容になりますので、議案第6号の承認後にご報告させていただいてよろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案審議に移ります。議案第3号独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則制定について、事務局から説明願います。

< 事務局説明 >

教育長 免除するのはどのような方でしょうか。

事務局 生活保護を受けていて、医療費のかからない者であったりそれに準ずる者となっております。準ずるとは所得証明等により判断することになるかと思っております。

教育長 それでは、議案第3号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか

< 異議なしの声 >

教育長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり承認いたします。

教育長 次に、議案第4号播磨高原広域事務組合立小学校及び中学校教職員の服務に関する規則の一部を改正する規則制定について、審議します。事務局からお願いします。

< 事務局説明 >

教育長 それぞれの市町に準じて改正しております。それでは、議案第4号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり承認いたします。

教育長 次に、議案第5号播磨高原広域事務組合立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について、審議します。事務局からお願いします。

< 事務局説明 >

教育長 第13条について「異例にわたる事項」となると判断がつきにくいと思うのですが、いかがでしょうか。

< 協議 >

教育長 それでは、13条ただし書き以下について「同一事由により出張が長期となる場合及びその他異例にわたる事項」とすることとします。第14条については、「5日」を「7日」に改めます。第15条については「前2条」を「前条」と改めるということで、承認いただけますでしょうか。

< 異議なしの声 >

教育長 次に、議案第6号播磨高原広域事務組合心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について、審議します。事務局からお願いします。

< 事務局説明 >

教育長 それでは、議案第6号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり承認いたします。

教育長 ここで、先ほど申し上げました報告第7号、播磨高原広域事務組合通級実施要綱の一部を改正する要綱制定について、事務局からお願いします。

< 事務局説明 >

教育長 心身障害児就学指導委員会の名称が変わったことによる変更でございます。

教育長 次に、議案第7号教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を決める規則制定について、審議します。事務局からお願いします。

< 事務局説明 >

教育長 何かご意見等ございませんか。

教育長 学校では残業という感覚がないため、時間管理を意識づける意味もあります。

事務局 働き方改革で、時間軽減に加えて時間管理をすることが求められております。その指針を示すようにとの文科省からの通知であります。

教育長 それでは、議案第7号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり承認いたします。

教育長 それでは、非公開案件に移ります。日程第4教育長報告(1)の播磨高原東小学校の状況について、事務局から報告願います。

< 事務局説明 >

< 非公開案件の審議 >

教育長 次に、(2)の播磨高原東中学校の状況について、事務局からお願いします。

< 事務局説明 >

< 非公開案件の審議 >

教育長 それでは次の日程第5のうち、報告案件より行います。報告第2号令和元年度末播磨高原広域事務組合立小中学校教職員人事についてについて事務局からお願いします。

 < 事務局説明 >

 < 非公開案件の審議 >

 次に、報告第8号播磨高原広域事務組合立学校への区域外就学の承認について事務局からお願いします。

 < 事務局説明 >

 < 非公開案件の審議 >

教育長 次に、議案審議に移ります。議案第2号令和元年度播磨高原広域事務組合一般会計補正予算の見積りについて、事務局から説明願います。

 < 事務局説明 >

 < 非公開案件の審議 >

教育長 それでは最後に、令和2年度末小中学校教職員人事について、事務局からお願いします。

 < 事務局説明 >

 < 非公開案件の審議 >

教育長 次に、日程第6の自由討論に入りますが、どなたかご意見ございませんか。

教育長 ないようですので、その他について、事務局からお願いします。

事務局 4月の行事予定ですが、4月1日に教育委員会の辞令交付式を午後4時から行います。4月7日に東小学校の入学式が午前9時30分から、●●委員のご出席を、東中学校は午後1時30分から●●委員のご出席をお願いします。

教育長 次回、5月の定例教育委員会の開催となります。

事務局 それでは、以上で、第2回播磨高原広域事務組合教育委員会定例会日程は全て
終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(18時30分 閉会)